

## JHF会員会費規約

### (趣旨)

第1条 公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「JHF」という。）は、JHF定款第7条に基づき、会費による組織運営を図るためこの規約を定める。

### (目的)

第2条 この規約はJHFが各会員の会費によって、JHFの事業、組織運営が円滑になされJHFの目的を達成するため、健全な会計予算を確立することを目的とする。

### (会費の金額)

第3条 会費の金額は、次の通りとする。

- |             |         |
|-------------|---------|
| (1) 正会員     |         |
| 1年会費        | 20,000円 |
| (2) フライヤー会員 |         |
| 1年会費        | 7,000円  |
| (3) 賛助会員    |         |
| 1年会費        | 20,000円 |

### (会費の納入方法)

第4条 会費の納入方法は、次の通りとする。

- (1) 正会員会費、賛助会員会費の納入は金融機関による振込みとする。その場合の手数料は納入者が負担する。
- (2) フライヤー会員会費の納入方法は理事会の議決を経て別に定める。
- (3) 現金での会費の収受は行わない。
- (4) JHFの特に認めた法人または個人は、代行納入することができる。

### (会費の返金)

第5条 納入された会費は、返金しない。

### (領収書)

第6条 郵便振替で納入された会費の領収書は、払込受領書をもって替える。

- 2 別に定めるいずれかの方法で納入された会費の領収書は、その納入方法の証明書類等をもって替える。

### (会計報告)

第7条 JHF会長は、各会員に会計報告をしなければならない。

- 2 会計報告は年度の決算書とし、ウェブサイト等に掲載することによって報告に替えることができる。

### (改廃)

第8条 本規約を改廃する場合は、総会の議決を得なければならない。

附則

この規約はJHFの公益社団法人設立登記のあった日（2011年4月1日）から施行する。

この規約の改正は2020年9月2日JHF総会において制定し2021年4月1日より発効する。

この規約の改正は2023年6月13日JHF総会において制定し2024年1月1日より発効する。